

債務の履行に関する方針

この債務の履行に関する方針は、暗号資産交換業者に関する内閣府令第23条第3項に基づいて、暗号資産を移転するために必要な秘密鍵その他の情報の漏えい、滅失、毀損その他の事由に起因して、資金決済に関する法律第63条の11第2項の規定により自己の暗号資産と分別して管理する利用者の暗号資産で、当該利用者に対して負担する暗号資産の管理に関する債務の全部を履行することができない場合における当該債務の履行に関する方針を定めたものです。

1. 債務履行の方法

FINXJCrypto株式会社（以下「当社」といいます。）は、お客様に対して暗号資産の返還ができなくなった場合、当社が保有する同種同量の暗号資産を交付する方法により、債務を履行することを原則とします。

ただし、同種・同量の暗号資産の調達が難しいと当社が判断した場合には、これに代えて金銭による弁済その他の方法により債務を履行する方法により、お客様に対し適切な対応を行います。

2. 債務履行の時期

漏えい等の個別具体的な事情や状況等に応じ、当社において可能な限り速やかにその履行方法を確定した後、お客様に方法及び時期を告知したうえで、速やかに行います。

3. 他の暗号資産又は金銭による場合の弁済額の算定の基準日及び方法

債務の履行が困難となった状況等を勘案し、合理的かつ客観的に適切であると認められる算定の基準日、および方法を決定します。その算定の基準日及び方法につきましては、速やかにお客様に対し告知いたします。